

地域ふれあい施設 「有協ふれあいセンター」が オープンします

地域のみなさんが誰でも気軽に集まって交流ができる拠点として、「有協ふれあいセンター」がオープンします。様々な講座が随時開催されるほか、みなさんでおしゃべりできる“コーヒールーム”もあります。ぜひご利用ください。

- 開設日 4月12日(火) ■開館時間 9時～16時
- 休館日 日曜日、祝日、お盆、年末年始
- 場所 有協町3-13-5(有協児童館グラウンド西側)
- 問い合わせ 地域福祉課 ☎84-0641



年金生活者などへ「臨時福祉給付金」を支給します

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい年金生活者などへ「臨時福祉給付金」を支給します。

■対象(次のいずれにも該当する方)

◇平成27年度分の住民税が課税されていない方(課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合は除く)

◇平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれの方)

■支給内容

3万円(対象者1人につき)

■申請方法

対象者と思われる方に対し、申請書などを郵送します。申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送により提出してください。

■申請期間(当日消印有効)

4月1日(金)～7月1日(金)

■申込み・問い合わせ

半田市臨時福祉給付金等支給業務実施本部 ☎②3031

「障害者差別解消法」が始まります

障がいのある人に対する
「障がいを理由とする差別」を
なくすための法律です。

◎目的

障がいのあるなしに関わらず、全ての人が互いに人格と個性を尊重しあいながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

◎具体的内容

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止

【不当な差別的取扱い】

正当な理由がないのに、商品やサービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけるなど

【合理的配慮の不提供】

障がいのある人からの配慮の求めに対して、社会的障壁(バリア)を取り除くための合理的な配慮を行わないなど

◎配慮の事例

Q 車椅子を利用している方がレストランなどを訪れた場合は?

A 断ることを考えるのではなく、店内のテーブルやいすの配置を変更して通路を広くするなど、過度な負担にならない範囲で工夫をしましょう。

Q 視覚障がいのある方が窓口を訪れた場合は?

A 書類などの読み上げ説明や代筆を行います。

障がいについて理解していただき、みんなの心づかいで差別のないまち半田へ。
障がいを理由とする差別で困ったときは、まずは地域福祉課にご相談ください。

■問い合わせ 地域福祉課 ☎84-0643